

所管部課	地域福祉部 生活福祉課		部長	伊野宮 崇	
件名	東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和6年4月24日付けで生活困窮者自立法等の一部を改正する法律が施行され、生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する場合に、生活基盤の確立に向けた自立支援を図るため、既存の「進学準備給付金」を拡充し、「進学・就職準備給付金」として対象者に支給することとなった。これに伴い、生活保護法及び生活保護法施行細則等の一部改正が行われたため、「東大和市生活保護法施行細則」の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条第5項及び第5条第3項の「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。 ・ 申請書様式（第16号様式の3）の変更 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 申請書様式の整備により、円滑な支給事務を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和6年4月24日 「生活困窮者自立法等の一部を改正する法律」公布 令和6年5月 総務課審査済</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。